

9/20
9/26

動物愛護週間です！

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

―ペットを飼う前に―

ペットを飼うということは、「命の責任をもつ」ということです。ペットは私たちに癒しと安らぎをもたらしてくれますが、一方でお金や時間、労力や忍耐等が必要になります。これらの負担を伴う覚悟を持たないままペットを飼った場合、飼い主にとってもペットにとっても、不幸な結果になってしまつことが多くみられます。

また、ペットを無責任に捨てた場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって100万円以下の罰金に処せられます。ペットの命が尽きるまで飼いつける覚悟を持っていないのなら、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

―犬を飼うときは―

- 犬は必ず役場で登録をし、鑑札を付けましょう（登録手数料3000円）
- 毎年1回、狂犬病予防注射を受け、役場で注射済票の交付手続きをしましょう（注射済票交付手数料550円）
- 散歩をするときは次のルールを守りましょう
- ①フンは必ず持ち帰る
- 散歩中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと



と家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。公共の場所、または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのは正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。もし、電柱や他人の家の壁等にオシッコをしてしまった場合には、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

②犬はリードでつなぐ

県の条例で原則として、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音等で意外な行動をとる場合があります。また「犬が苦手」と感じる方や、さまざまな考えを持った人に対する気配りや予測困難な事故を防ぐためにも、リードを短めに持つて散歩することが大切です。

―猫は室内で飼いましょう―

猫を外飼した場合、フン尿などで他人の迷惑になるだけでなく、交通事故に遭ったり、さまざまな病気に感染したりする危険があります。また、不妊手術をしないと飼つことのできない子猫が生まれてしまう場合があります。猫は上がり下がりやの縦方向の運動ができれば室内でも十分な運動になります。猫を飼う場合は、清潔で安全な室内で飼育するとともに、不妊手術も検討しましょう。

●無責任な餌やりはやめましょう

フン尿や農作物への被害、車の傷など、野良猫に

よる苦情が寄せられています。無責任にエサやりだけをしていると、結果として猫が増え、近隣トラブルの原因となつてしまいます。エサを与えているのなら飼い猫と変わりがないので、自分で最後まで飼育する自覚と責任を持つことが大切です。

―ペットのための防災―

- 地震や台風などの災害が発生した場合、大切なペットも被災者になります。災害が原因で手放すことや、避難場所でのトラブルなどを避けるために、日ごろから次のことを心掛けておきましょう。
- ①普段から最低限のしつけ（犬なら必要に吠えさせない等）
 - ②すぐに見つかるように首輪に名札、鑑札、マイクログリップ等を装着
 - ③人になれさせておく
 - ④一緒に避難しやすいように、首輪・リードを嫌がらずにつける習慣
 - ⑤すぐに逃げられるようにケージやキャリーバックの用意と嫌がらずに入る習慣
 - ⑥狂犬病予防注射やワクチンの接種
 - ⑦ペットの写真や記録（健康や病気の記録）の用意
 - ⑧緊急時のエサ（長期保存のできるもの）や飲み物、常備薬の用意
 - ⑨災害発生時のペットの取り扱いについて近所とコミュニケーションをとっておく

■犬に関する相談・問い合わせ

熊谷保健所（☎523・2811）

■猫に関する相談・問い合わせ

県動物愛護センター（☎048・536・2465）

■問い合わせ

生活環境工コタウン課（☎581・2121 内線222）

公募します！

『彩の国動物愛護推進員』

県では「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及PRに、ボランティアとして積極的・自主的に協力をお願いする「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

■募集期間

9月1日（木）～11月30日（水）まで

■活動内容

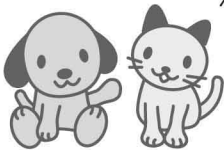
- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- 動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

■申し込み

県のホームページ、または各保健所（さいたま市・川崎市および越谷市を除く）、埼玉県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

■問い合わせ

県保健医療部生活衛生課（☎048・830・3612）へ。



ご存じですか？

「行政相談週間」

10月17日から23日は「行政相談週間」です。この週間は、行政相談制度を広く広報し、皆さんにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。

町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、役所の仕事等について苦情や要望を受け付けており、心配ごと相談所と併せ、原則として第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。

10月20日（木）

男衾と用土で相談所を開設します！

行政相談週間に伴い、行政相談委員・人権擁護委員・心配ごと相談員が男衾と用土に向いて相談を受け付けます。詳しくは本誌20頁の「心配ごと相談」をご覧ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

この他、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

○「行政苦情 110番」

☎0570-090110 FAX 048-600-2336

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121 内線412）へ。

よりいすマイルポイント
対象事業

開催します！

健康・ふれあい映画会



中央公民館では、健康・ふれあい映画会を開催します。映画上映前の歌と映画鑑賞で、体も心も元気になるでしょう。

日時／10月23日（日）①午前10時～②午後1時30分～

※それぞれ30分前に開場

場所／中央公民館ホール

上映作品／「かもめ食堂」

（小林聡美、片桐はいり、もたいまさこ出演）

前売券／一般1,000円、シニア（60歳以上）・高校生800円、中学生以下500円（当日券各200円増し）

ブレイガイド配布／①観光協会寄居駅前案内所（☎581・581・3012）②グリーンブック寄居店（☎581・4448）③中央公民館事務室（☎581・2662）④深谷シネマ（☎551・4592）

問い合わせ／深谷シネマ（☎551・4592）へ。

お受けします！

アイヌの方々からのご相談

（公財）人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しています。日常生活でお困りのことはありませんか？嫌がらせや差別、プライバシーの侵害などの相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

電話相談

日時／月～金曜日（※祝日、12月29日～1月3日を除く）

時間／午前9時～午後5時

電話／相談専用電話「アイヌの方々のための専用フリーダイヤル」☎0120-771-208

来訪による相談

来訪によるご相談もお受けしています。

日時／月～金曜日（※祝日、12月29日～1月3日を除く）

時間／午後1時～午後5時

予約／要予約

場所／（公財）人権教育啓発推進センター（港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）

費用／無料

その他／匿名可、秘密は厳守します。

9月1日から10日は

屋外広告物適正化週間です

～ご存じですか？ 屋外広告物のルール～

普段目にする屋外広告物は私たちの情報源となり、町のにぎわいをもたらす一方で、無秩序な設置で良好な景観を損ない、不十分な管理で私たちの生活へ危害を及ぼす可能性があります。そこで『埼玉県屋外広告物条例』では屋外広告物の設置に当たっての許可基準を定めています。

既に屋外広告物を設置されている方は、広告物が許可基準を満たしているか再度確認し、これから屋外広告物を設置しようとする方や屋外広告物の設置場所を提供する方は、適正な広告物の設置にご協力ください。問い合わせ／都市計画課（☎581・2121 内線243）へ。

ご協力ありがとうございました！

緑の募金（家庭募金）

平成28年度の緑の募金（家庭募金）は、皆様のご協力により合計1,105,272円集まりました。集まった募金は植樹活動や森林整備、緑化に関する国際協力等の資金として活用するため、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会に送金しました。

緑の募金（家庭募金）は、募金額の50%が緑化事業推進のため実施市町村へ還元されます。町ではこの資金を、枝打ち・除間伐等の森林整備事業への補助金や、鐘撞堂山の保全整備費用等の一部に充てています。皆様のご理解とご協力、ありがとうございました。問い合わせ／農林課（☎581・2121 内線403）へ。